

令和 7 年度
空港土木施設点検評価技士資格認定試験

受 験 案 内

試験日 令和 7 年 8 月 30 日（土）
 仙台、東京、名古屋、福岡、那覇
（受験申込み期間 令和 7 年 6 月 1 日（日）～ 6 月 30 日（月））

一般財団法人 港湾空港総合技術センター

1. 空港土木施設点検評価技士資格認定制度について

滑走路や誘導路、エプロン等の空港土木施設については、高度経済成長期以降に整備された既存ストックに関し、今後の経年劣化が懸念されています。このため、将来にわたり空港土木施設を適切に維持管理していく観点から、施設に関する法令や基準等を熟知するとともに、点検・診断、修繕等に関する高度な知識、技術を有する技術者を育成し、確保することが求められております。

空港では、空港機能及び航空機運航の安全性を確保するために必要な特有の施設が設置されるとともに、制限区域、制限表面、航空管制等様々な運用ルールが設定されています。空港土木施設の点検・評価等の実施にあたっては、航空機の特性の把握はもとより、このような運用ルール等空港特有の専門的知識についても理解することが必要です。

本資格認定制度は、空港土木施設の点検・評価に優れた技術者を空港土木施設点検評価技士として資格認定し、空港土木施設の適切な維持管理に貢献するとともに、空港土木施設の点検・評価に係わる人材の育成と確保及び技術の伝承に寄与することを目的として平成 27 年 4 月に創設した制度です。

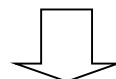
本資格は、平成 31 年 4 月より国土交通省航空局の点検・評価業務において、総合評価落札方式の加点対象とされています。また、民間事業者等が付与する「技術者資格」を国等の業務発注で活用する取組である「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者登録規程（国土交通省告示第 1063 号：改正平成 27 年 10 月 16 日）」に登録されています。

2. 受験申込から資格認定まで

受験の申込みから資格認定までの流れは、次のようになります。

令和7年6月1日（日）
～6月30日（月）

受験の申込み(ホームページ上)

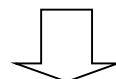


令和7年6月1日（日）
～7月10日（木） 消印有効

実務経歴証明書等を作成し一般財団法人港湾空港総合技術センター宛に郵送
(写真貼付・捺印後に郵送)

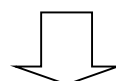


書類審査



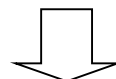
令和7年7月下旬

受験票送付



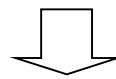
令和7年8月30日（土）

試験



令和7年12月12日（金）（予定）

合格者発表



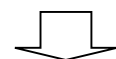
令和7年12月12日（金）
～令和8年3月31日（火）

資格登録申請(ホームページ上)



令和8年2月下旬

登録証発行



令和8年4月1日（水）

資格の発効

3. 申込み受付期間

令和7年6月1日（日）午前10時～6月30日（月）午後4時

※実務経歴証明書等の郵送期限：令和7年7月10日（木）消印有効

4. 受験申込み手続き

受験申込みの手続きはインターネットを通じて行います。

申込みに必要な資料、受験料の支払い、受験にあたっての留意事項などの情報については、一般財団法人港湾空港総合技術センター（以下、SCOPE）ホームページから「海上／空港関連の資格認定制度」にアクセスしてください。

(<https://www.scopenet.or.jp/main/index.php>)

主な手続きは、以下の通りとなります。

- ①受験申請（受験者の登録・申請、実務経歴の入力、受験料の支払い、保有資格のコピー等）をしてください。
- ②実務経歴証明書と本人確認票を印刷し、記入後、所属組織の証明印を受けて、SCOPE 審査・認定部まで郵送してください。
受験資格 A（8. 受験資格）の一つの写しを添付してください。
- ③実務経歴証明書の書類審査後、受験の有資格者（8. 受験資格参照）には受験票を送付します。

5. 試験日及び合格発表

試験日 令和7年 8月30日（土）10:30～14:30

合格発表 令和7年12月12日（金）

合否結果は、SCOPE の HP に掲載し、各受験者に合否のメールを配信する。

6. 試験場所-5箇所

仙台会場：ハーネル仙台

（仙台市青葉区本町 2-12-7）

東京会場：航空会館

（東京都港区新橋 1-18-1）

名古屋会場:ウインクあいち

(名古屋市中村区名駅 4 丁目 4-38)

福岡会場:福岡商工会議所

(福岡市博多区博多駅前 2-9-28)

那覇会場:沖縄産業支援センター

(那覇市字小禄 1831 番地 1)

注)受験申込み時にいずれかの希望試験地を選択してください。

7. 受験料

13,750 円 (消費税込み)

※平成 7 年 7 月 10 日 (火) 午後 4 時までにお支払いください。

8. 受験資格

(1) 受験資格について

受験資格は、以下の A 及び B の 2 条件を満たしていることとします。

A 以下のいずれかの資格を有する者

- イ 1 級土木施工管理技士又は 2 級土木施工管理技士
- ロ 1 級建設機械施工技士又は 2 級建設機械施工技士
- ハ 技術士 (建設部門、統合技術監理部門 (建設))
- ニ 測量士
- ホ 土木学会が認定する 1 級以上の技術者
- ヘ RCCM (港湾及び空港部門又は道路部門)
- ト 1 級舗装施工管理技術者又は 2 級舗装施工管理技術者

B 「空港土木施設の点検・評価」に関して通算 3 ヶ月以上の「実務経験」を有する者

①受験資格の「空港土木施設の点検評価」は、次に示す飛行場（未供用も含むがヘリポートは含みません。）における業務とします。

- i. 空港法の空港（別表 1）
- ii. 共用空港（別表 2）
- iii. 自衛隊及び米軍用飛行場
- iv. 海外の飛行場

なお、非公共用飛行場、農道場外離着陸場は対象に含みません。

注）ここでは、「飛行場」を航空機の離着陸する場所一般の意味で、「空港」を飛行場のうち空港法で定義された公共用飛行場又は共用空港の意味で使用しています。

また、空港土木施設とは、次の施設をいいます。

a.設置基準に規定される施設

- ・滑走路及びショルダー
- ・着陸帯
- ・誘導路及びショルダー
- ・エプロン及びショルダー
- ・飛行場標識施設（飛行場名標識、滑走路標識、過走帯標識、誘導路標識）

b.空港機能を確保する上で必要な土木施設

- ・舗装施設（過走帯、保安道路、場周道路、GSE 車両通行帯等）
- ・用地施設（滑走路端安全区域、誘導路帯、護岸、擁壁、のり面等）
- ・エプロン標識施設
- ・排水施設
- ・道路・駐車場施設（立体駐車場を除く）、道路付帯施設
- ・コンクリート構造物施設（地下道、共同溝）
- ・鋼構造物施設（橋梁、人工地盤）
- ・その他（場周柵、ブラストフェンス、防音施設 等）

- ②受験資格の「実務経験」は、空港土木施設の点検・評価に直接従事した経験（下請けとしての経験も含む）とします。なお、発注者の立場で監督業務に従事した経験は含みます。

（２）受験資格の証明について

受験資格 A の保有資格の合格証明書または登録証のコピーを提出してください。

受験資格 B の「実務経験」については、実務経歴書により確認することになります。

- ①実務経歴書には、従事した点検評価業務ごとに「勤務先」「勤務先所在地」「業務名称」「コリンズまたはテクリス登録番号（コリンズまたはテクリス登録している場合）」「従事期間」「業務内容」「業務場所（制限区域内、制限表面の範囲、空港内（供用中、未供用））」「従事した立場」などを記載してください。
- ②実務経歴証明書に記載できる業務は、完了していることを条件とします。このため、令和 7 年 6 月 1 日時点で、未完了の業務は、実務経験としては認められません。ただし、複数年にわたる業務で、部分完了の認定を受けている業務については、当該部分の業務を経歴として申請することができます。
- ③実務経歴について、SCOPE から申請者に内容の確認をさせていただく場合があります。また、受験申込みにあたり、資格、実務経験などに虚偽の記載があった場合、不合格とすることがあります。

9. 受験についてのお問い合わせ

受験について、不明な点、疑問点などがございましたら、下記までご連絡ください。

一般財団法人 港湾空港総合技術センター 審査・認定部
TEL : 03-3503-2939 FAX : 03-3503-1022

※受験のページからも問い合わせができます。

<https://sikaku.scopenet.or.jp/inspector/guide.html>

→ 事務局への問い合わせ

10. 資格認定試験

(1) 試験の方法

試験方法	問題区分	出題数等	試験時間
択一式	空港関連及び空港土木施設の点検・評価に関する専門知識	25 問	90 分
記述式	専門論文	1 問(1200 字程度)	90 分

(2) 試験の出題内容

試験の問題は、主として次の内容から出題します。

1) 択一式

・ 空港関連

空港基本施設、空港の管理、航空機の運航特性、制限区域の規制等、制限表面、空港付帯施設等、関係法規・規定など
(以上 10 問程度)

・ 点検評価関連

空港土木施設の維持管理、点検項目と評価方法、点検技術、舗装構造、舗装補修など
(以上 15 問程度)

2) 記述式

専門論文 空港土木施設の点検・評価技術、維持管理等に係わる技術的専門事項、業務全般の管理及び統括に関する事項に関する小論文

注) 土木関連誌に掲載された空港土木関連の論文がある場合は、記述式試験経験論文の評価で考慮されます。

3) 参考図書

択一式試験の出題に当たっては、主に次の図書の中から出題する予定ですが、これには限定しません。

- ①空港土木設計・測量・地質土質調査・点検業務共通仕様書
令和 7 年 4 月
国土交通省 航空局
- ②空港内の施設の維持管理指針
令和 6 年 4 月
国土交通省 航空局
- ③空港土木施設等維持管理マニュアル(案)
令和 7 年 3 月改訂
国土交通省 航空局
- ④陸上空港の施設の設置基準と解説 平成 31 年 3 月
令和 6 年 4 月一部改正 国土交通省 航空局
- ⑤制限区域内工事実施指針 平成 26 年 3 月制定
令和 7 年 4 月改定 国土交通省 航空局
- ⑥空港土木施設設計要領（施設設計編）平成 31 年 4 月
令和 6 年 4 月一部改正 国土交通省 航空局
- ⑦空港土木施設設計要領（舗装設計編）平成 31 年 4 月
令和 7 年 4 月一部改正 国土交通省 航空局
- ⑧空港土木施設設計要領（耐震設計編）平成 31 年 4 月
令和 5 年 4 月一部改正 国土交通省 航空局

注) 上記図書は国土交通省航空局のホームページに掲載
(※国土交通省航空局のホームページは更新されることがありますので
適宜ご確認ください)

(3) 合格基準

空港土木施設点検評価技士認定試験の合格基準は、**SCOPE** が定めた「空港土木施設点検評価技士資格認定制度に関する規程」にある次の規程に基づきます。

第8条 択一式試験に合格し、記述式試験を受験しなかった者又は記述式試験に合格しなかった者は、その翌年度に限り、択一式試験を免除する。

第9条 択一式試験及び記述式試験の両方の合格をもって、資格認定試験の合格とする。

2 択一式試験及び記述式試験の合格基準については、以下のとおりとする。

1) 択一式試験は 100 点満点換算で 70 点を標準とし、問題の難易度を勘案して認定機関が定める。

2) 記述式試験は 100 点満点換算で掲載論文を含む 60 点を標準とし、問題の難易度を勘案して認定機関が定める。

3 前項の合格基準を定めるにあたっては、認定機関は空港土木施設点検評価技士資格認定制度運営委員会の意見を聞かなければならない。

1 1. 資格の登録

試験に合格し資格の登録をすると、「空港土木施設点検評価技士登録証・資格者証」が発行され（登録料 11,000 円）、「**空港土木施設点検評価技士**」の名称を用いることができます。

資格登録者の氏名、登録番号、合格年度は、空港土木施設点検評価技士認定制度ホームページの「空港土木施設点検評価技士名簿」にて公開します。（公開同意者のみ）

なお、登録可能な期間は、合格年度の翌年度末までとなります。

1 2. 継続学習及び資格更新

- ①資格の有効期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの 5 年間となります。
- ②資格は更新することができます。ただし、資格の更新には、一定の継続学習の実施が条件となります。更新条件、継続学習の詳細についてはホームページで公表しています。

1 3. 個人情報の保護

本資格のために提出した書類等の個人情報は、当センター制定の「個人情報保護に関する基本方針」に基づき適切に管理し、本人の同意を得ずに本資格の目的以外には使用しません。

別表 1 空港法の空港（ヘリポートは除く）

A. 拠点空港 空港法第 4 条第 1 項各号に掲げる空港（成田国際空港、東京国際空港、中部国際空港、関西国際空港、大阪国際空港並びに国際航空輸送網又は国内航空輸送網の拠点となる空港）をいう。 1) 会社管理空港 成田国際空港 中部国際空港 関西国際空港 大阪国際空港 2) 国管理空港 東京国際空港 新千歳空港 稚内空港 釧路空港 函館空港 仙台空港 新潟空港 広島空港 高松空港 松山空港 高知空港 福岡空港 北九州空港 長崎空港 熊本空港 大分空港 宮崎空港 鹿児島空港 那覇空港 3) 特定地方管理空港 空港整備法及び航空法の一部を改正する法律附則第 3 条第 1 項に規定する空港をいう。 旭川空港 帯広空港 秋田空港 山形空港 山口宇部空港
B. 地方管理空港 空港法第 5 条第 1 項に規定する国際航空輸送網又は国内航空輸送網を形成する上で重要な役割を果たす空港をいう。 利尻空港 礼文空港 奥尻空港 中標津空港 紋別空港 女満別空港 青森空港 花巻空港 大館能代空港 庄内空港 福島空港 大島空港 新島空港 神津島空港 三宅島空港 八丈島空港 佐渡空港 富山空港 能登空港 福井空港 松本空港 静岡空港 神戸空港 南紀白浜空港 鳥取空港 隠岐空港 出雲空港 石見空港 岡山空港 佐賀空港 対馬空港 小値賀空港 福江空港 上五島空港 壱岐空港 種子島空港 屋久島空港 奄美空港 喜界空港 徳之島空港 沖永良部空港 与論空港 粟国空港 久米島空港 慶良間空港 南大東空港 北大東空港 伊江島空港 宮古空港 下地島空港 多良間空港 新石垣空港 波照間空港 与那国空港
C. その他の空港 空港法第 2 条に規定する空港のうち、拠点空港、地方管理空港及び公共用ヘリポートを除く空港をいう。 調布飛行場 名古屋飛行場 但馬飛行場 岡南飛行場 天草飛行場 大分県央飛行場 八尾空港

別表 2 共用空港

共用空港

空港法附則第 2 条第 1 項に規定する空港をいう。

札幌飛行場 千歳飛行場 三沢飛行場 百里飛行場 小松飛行場 美保飛行場
岩国飛行場 徳島飛行場

14. F & Q

(1) 受験資格について

Q-1.1 実務経験の期間の考え方は。

- A. コリンズまたはテクリス登録している場合は、コリンズまたはテクリス登録と同じ期間としてください。工期を通して当該業務に従事した場合は契約期間としてください。

Q-1.2 実務経験は、1つの業務で3ヶ月以上ないといけないのか。

- A. 1つの業務である必要はありません。2つ以上の業務を加えて3ヶ月でも問題はありません。

Q-1.3 下請け業務だけの経歴でも、受験はできるのか。

- A. 受験は可能です。下請け業務も、受験資格の経歴として認められます。

(2) 実務経歴証明書について

Q-2.1 実務経歴書の証明印は、支店長印でもよいか。

- A. 公印であれば、支店長印でも問題ありません。

Q-2.2 コリンズまたはテクリスの登録番号は必要か。

- A. コリンズまたはテクリス登録している場合は、必ず記載してください。

Q-2.3 業務期間の途中で転入又は転出した場合は、経歴の期間はどうか。

- A. コリンズまたはテクリス登録の方法に準じて、実際に業務に従事した期間としてください。

Q-2.4 同一期間に複数の業務を登録できるか。

- A. できません。

Q-2.5 所属組織が変わった場合、経歴の証明はどうしたらよいか。

- A. 旧所属組織での経歴を含めて、現所属組織で証明を受けてください。

Q-2.6 無職の場合、経歴の証明はどうしたらよいか。

A. 旧所属組織で証明を受けてください。

(3) 試験について

Q-3.1 受験用のテキストなどはあるか。講習会などはあるか。

A. 参考書については、10. (2) 3) をご参照ください。
又、本試験のために講習会等を開催する予定はありません。

Q-3.2 択一式試験の出題内容と問題数はどのようなものか。

A. 択一式試験の出題内容については10. (2) 1) に示すとおりです。参考までに、過去の出題傾向と問題数は次のとおりです。(別表3)

(別表 3)

項 目		配分計画	過 去 の 出 題 傾 向	
大項目	小項目	小項目		
空港関連	10 問	空港基本施設等	各1～3 問	空港基本施設等の種類、性能及びその役割
		空港の管理		空港管理規則に係る禁止事項
		航空機の運航特性		航空機の地上走行に関する事項
		制限区域の規制等		制限区域の定義、制限区域立入のルール、 制限区域内施設、制限区域内遵守事項
		制限表面		制限表面の種類と定義
		空港付帯施設等		空港の付帯施設及び航空保安施設の種類と 定義及び役割
		関係法規・規定		航空法、空港法、空港管理規則の定義
点検・評価	15 問	維持管理	各 2～5 問	空港土木施設の維持管理の内容、対応
		点検項目、評価等		各点検項目と評価方法
		点検技術		路面性状、すべり摩擦係数、非破壊、縦横断 測量等の調査手法
		舗装構造		舗装構成、舗装材料
		舗装補修		補修工法
計		25 問		

Q-3.3 記述式試験の出題内容はどのようなものか

- A. 記述式試験の出題内容については10. (2) 2) に示すとおりです。参考までに、過去の出題は次のとおりです。
(別表 4)

(別表 4)

I. 専門論文（直近 5 年分）

出題年度	過 去 の 出 題
令和 2 年度	供用中の空港の制限区域内において、管理技術者の立場として、空港土木施設の点検、評価を安全かつ適切に実施する上での留意点を 5 つ（空港の運用に対して安全に点検を実施する上での留意点、異常の程度を適切に評価する上での留意点）あげ、概要及び具体的な対応方法について問う。
令和 3 年度	供用中の空港の制限区域内において、責任技術者の立場として、空港土木施設の点検、評価を安全かつ適切に実施する上での留意点を 5 つ（安全に点検・評価を実施する上での留意点、適切に点検・評価する上での留意点）あげ、その理由を問う。
令和 4 年度	供用中の空港の制限区域内において、責任技術者の立場として、空港土木施設の点検、評価を安全かつ適切に実施する上での留意点を 5 つ（安全に点検・評価を実施する上での留意点、適切に点検・評価する上での留意点）あげ、その理由及び対応方法を問う。
令和 5 年度	供用中の空港の制限区域内において、責任技術者の立場として、空港土木施設の点検、評価を安全かつ適切に実施する上での留意点を 5 つ（安全に点検・評価を実施する上での留意点、適切に点検・評価する上での留意点）あげ、その理由及び対応方法を問う。
令和 6 年度	供用中の空港の制限区域内において、責任技術者の立場として、空港土木施設の点検、評価を安全かつ適切に実施する上での留意点を 5 つ（安全に点検・評価を実施する上での留意点、適切に点検・評価する上での留意点）あげ、その理由及び対応方法を問う。

空港土木施設点検評価技士認定試験に関する書類提出先、問合せ先

一般財団法人 港湾空港総合技術センター
審査・認定部

〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-3-1 尚友会館 3 階
TEL : 03-3503-2939 FAX : 03-3503-1022